

衆議院 第四十八回国会 地方行政委員会 議録 第二十二号

昭和四十年三月二十六日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 中馬辰猪君

理事 龍山孝一君

理事 久保田円次君

理事 田川誠一君

理事 中島茂喜君

理事 藤田義光君

理事 佐野憲治君

理事 安井吉典君

大石八治君

武市恭信君

村山達雄君

森田重次郎君

和爾俊二郎君

井岡大治君

華山親義君

吉田賢一君

出席国務大臣

自治大臣 吉武恵市君

出席政府委員

文部事務官

(管理局長) 齋藤正君

厚生事務官

(保健局長) 小山進次郎君

厚生事務官

(社会保険庁医療保険部長) 坂元貞一郎君

自治政務次官

(行政局長) 高橋頼一君

自治事務官

(行政事務官) 佐久間彌君

財政局長 柴田護君

委員外の出席者

(文部事務官) 文部事務官

(管理局福利課長) 管理局福利課長

(自治事務官) 自治事務官

(行政局給与課長) 行政局給与課長

専門員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一二二号)
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出、衆法第五号)
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二二号)
○中馬委員長 これより会議を開きます。
内閣提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案及び安井吉典君外九名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑に入ります。
質疑の通告がありますので、順次これを許します。川村継義君。
○川村委員 厚生省関係の方がまだ見えておられませんから、いま社会保険審議会の審議状況を直接お聞きするわけにまいりませんが、後ほどそういう点に触れてお聞きをしたいと思います。
きょう私はお尋ねをいたしたいのは、いま議題となつておりますように、政府提案の地方公務員共済組合共済組合等の改正案、こういうものがございまますから、それらについてお尋ねをいたしましたいと思いますが、きょうはとりあえず共済組合の短期給付の問題を重点としてお聞きしておきたいと思います。後日またあらためてお聞きしたいと思つておりますから、それらについてお尋ねをいたさないといふことで、まず、第一に、共済組合関係の点についてお尋ねをいたしますが、公立立学校共済、地方職員共済、そのほか市町村職員共済、これらの共

済組合について、あるいはこまかにお聞きをすることはできないかと思ひますが、まず初めに公立学校共済、地方職員共済、市町村職員共済、この三つの共済についてお尋ねをしておきたいと思います。

そこでまず初めに、地方職員共済の短期給付の種類ごとの支給状況をひとつ御説明願いたい。種類ごとの支給状況といましても、一々その内容についての支給状況をこまかに御説明いただく必要があります。

そこでまず初めに、地方職員共済の短期給付の種類ごとの支給状況をひとと御説明願いたい。種類ごとの支給状況といましても、一々その内容についての支給状況をこまかに御説明いただく必

要はございません。保険給付、災害給付、休業給付、そういうものの支給状況をまず地方職員共済のほうから現状をお聞かせいただきたいと思いま

す。川村継義君。

○佐久間政府委員 お手元に御提出申し上げてお

ります資料をこらんいただきながら御説明を申し上げたいと存じます。

第一ページをごらんいただきますと、お尋ねの

地方職員共済組合、これ以外の地方公務員共済組合各共済組合ごとに昭和三十七年度、昭和三十八年度、昭和三十九年度の収入額、給付額、差し引き損益の表を載せてございます。

○佐久間政府委員 お手元に御提出申し上げてお

ります資料をこらんいただきながら御説明を申し上げたいと存じます。

第一ページをごらんいただきますと、昭和三十七年度決算と昭和三十八年度決算と比較を

いたしてみますと、昭和三十七年度におきましては四億四千三百六十四万二千円の益が出ておりま

すが、三十八年度決算におきましては九十七万六千円の益に減少いたしております。さらに昭和三十九年度、これは当初計画でございますが、それによりますと、三億二千百万八千円の赤字になることになつております。

それから医療費の増加状況でございますが、これは三ページをごらんいただきますると、一番上の欄が地方職員共済組合でございます。三十八

年度と三十九年度を比較いたしまして、組合員数が、率で申しますと一〇三・五になりますが、請

求件数が一一〇と、一割増加をいたしておるのに

対しまして、給付金額は一一〇と、一割の増加と

いうことになつております。

それからさらに、医療給付の関係の数字でござりますが、次の四ページをごらんいただきますと、平均給与、それから請求総件数、年間受診

率、財源率等の関係の比較を掲げてございます。

が、他の公立学校、警察等と比較いたしますると多くなつておるという数字が出るわけございます。

率、財源率等の関係の比較を掲げてございます。

が、ただいま手元に用意をいたしてまいりましたので、これについては後刻御提出を申し上げたいと存じます。

なお、災害給付等についてのお尋ねでございましたが、ただいま手元に用意をいたしてまいりましたので、これについては後刻御提出を申し上げたいと存じます。

○川村委員 私がお尋ねしようと思った意味がよくわからなかつたかと思うのですが、いまお話を

短期経理の収支状況等についてはまたあとでお尋ねをいたします。

私がお尋ねしたいと思ったのは、地方共済の短期給付の支給について、たとえばこの種類ごとの

支給状況と申しましたのは、短期給付の支給状況について、保険給付というものがどれくらいの金額、割合を占めておるか、災害給付といいうものがどれくらいの割合、金額を占めておるか、そ

ういう点について説明をいただきたい、こう申し上げたわけあります。公立共済のほうその点おわかりありますか。——それでは公立学校共済のほうから先に……。

○齋藤(正)政府委員 三十九年度の当初計画によりますれば、短期給付の総額は百七十九億でござりますが、その中で保健給付が百六十億、それから直営保健給付が四億三千万、それから休業給付は四千七百万、災害給付が六千四百万、それから付加給付が十三億九千七百万でございます。これ

は、まあどうなるかわかりませんが九・五%の医療費の値上げがあつたとして、市町村共済について、あるいは地方職員共済について財源率をどれくらい見込んでいかなければならぬか、それをちよと説明していただきたいと思います。

○胡子説明員　ただいまのお尋ねでございますが、地方職員共済組合につきまして昭和四十年度の財源率を推定をいたしますと、現行は先ほど御指摘ございましたように千分の六一・六でござりますが、これについて医療費の伸びをいろいろ試算をいたしてみますと、大体六九・三程度に引き上げざるを得ないと、いう計算を持つておる次第でございます。

○市町村委員　市町村共済についてはちよとわからりませんか。大体平均でいいです。

○佐久間政府委員　市町村共済につきましては現行の財源率が八〇・九でございますが、四十年度に先ほど地方職員について申し上げたような方式で計算をいたしますと、八四・六になるものと予想されます。

○川村委員　文部省のほうにお尋ねいたしますが、文部省のほうは四十年度九・五%の医療費の引き上げがあつたものとして、その財源率をどのように見込んでおられますか。

○齋藤(正)政府委員　公立学校共済組合は現行財源率が四五・六でございますので、これを四十年度の財源率で推定いたしますれば五五・七、一〇・一の引き上げと予想いたしております。

○川村委員　文部省に聞きますけれども、私のはうでちよと調べたところではいまお話しの五〇幾つという財源率でなくして、あなたのほうは短期給付関係だけで六二の財源率が必要だと計画しておるのでありますか。

○齋藤(正)政府委員　年度の途中におきましていろいろ共済組合において研究いたしまして、そういうまでもお話しのようなことが研究の結果一つの資料として出されたことは事実でございます。しかししながら、その後さらに三十九年度の後半の状況、これはもちろん的確な資料とということでお示

する段階でもございませんけれども、やや從来の伸びから少し計算をし直す要因も出てきたようございまして、先ほどお答えしたような一応の私どもは見通しを持っておるわけでございます。
○川村委員 それじゃ、この際ちょっと文部省にお聞きしておきますが、短期給付の財源率は五〇幾つでしたか。
○齋藤(正)政府委員 現行が四五・六に対して、四十年度の推定といたしまして五五・七、一〇・一のアップというふうにいま予想しております。
○川村委員 文部省は、そのほかの福祉財源率をどの程度見込んでおられますか。
○齋藤(正)政府委員 千分の一・二でございます。これはいまのところ変更の見通しはございませんから 医療関係の分につきまして先ほどのよくな引き上げを予想するわけでございます。
○川村委員 千分の一・二でございましたね、千分の一・二というのは、今までの福祉財源率を引き下げてあるようですね。その理由はいかがですか。
○齋藤(正)政府委員 担当の課長からお答えいたすことをお許し願いたいと思います。
○望月説明員 ただいまの御質問にお答え申し上げます。
先ほど管理局長のほうから申し上げました千分の一・二という福祉財源率は、福祉財源については法律でもって短期給付に要する費用の九十五分の五以内で、定款で定めて福祉財源の率をきめることになっておりますが、現在の公立共済の定款では、千分の二四の中で日一ぱい見まして千分の一・二を見ておるわけでございます。そこで今度掛け金率を改定いたす際に、従来と同じような方式でさらに寛度の引き上げ分についても同様に九十五分の五の福祉財源を見込みますと、千分の一・二がさらにそれだけ上昇するわけでございまして、そうしますと若干掛け金率の面にも上げ幅について影響が出てまいり思ひますので、そこにつきましては一応今後の状況に応じて、公立学校共済組合のほうでも十分都道府県なりあるいは

は組合員なりの意向を聞きながら検討することになります。先ほど局長から御返事申し上げました五五・七というのは、一応いわゆる短期給付そのものだけの率でございまして、それが従来の短期給付の率でありますところの四五・六に比べまして、五五・七になりました千分の一。○一上がるわけでございますので、これをそのまま折半いたしまして掛け金率に直しますと、掛け金率において千分の五上がるということでございますが、それにさらに福祉財源を従来どおり見込むとなると、この一〇・一がさらに千分の〇・五程度上がりますから一〇・六になるわけでございます。そうしますと若干の端数が上乗せになります、こういうことでございまして、先ほどの千分の一・二というのは、現行の制度で日一ぱい見た数字が千分の一・二ということを局長から御返事申し上げたわけでございます。

○川村委員 たいへん詳細で何かちょっとつかみにくいところがあつたのですが、とにかく要するに、短期給付は大体の見込みで五五・七に上がります。それに福祉関係の財源率が一・二上がるということになりますと、これは結局全部で五六・九見込まればいけないということになる。その辺のこところはどうですか。

○望月説明員 お答えいたします。

倍の千分の四五・六というものが現行のいわゆる短期給付に要する財源率でございます。そこで今後掛け金率を上げます際に同様に福祉財源を見込みか見込まないかということは、今後の検討の課題でございまして、従来どおり見込みますと、そこにございます短期給付だけで千分の四五・六から五・七に上がって千分の一〇・一総財源率でふえるという局長の先ほどの答弁に、さらに千分の一〇・一の五%ですから、千分の一〇・五になると思いますが、その程度が、福祉財源も従来どおり見込むとなると、さらに加算されて、それを考えますと、従来の千分の一・二の福祉財源といつもの半分の一・四五程度になるということでござります。従来どおりのシステムでやるとすれば、これはやるかやらないかということは、九十五分の五以内というふうな規定になつておりますから、まるまる見るか、それとも少し率を落とすかということは、全体の収支のバランスの中で、公社立共済組合において各方面の意見を聞きながら考えていくべき問題だらうか、こう考えておるわけです。

○川村委員 厚生省の局長、お見えでありますから、ちよとここでお尋ねをいたしますが、いま私は共済組合の短期給付について、ほんの若干お尋ねをいたしました。こまかなことはお聞きをしませんでしたが、ただ、いただいた資料やいまお聞きしたようなことで明らかになつたことは、共済組合の收支状況も逐年悪くなる、悪化をしてお

た、こういうことが言えるわけであります。そこで今回の医療費の値上げがそのまま行なわれるとなると、すべての共済組合が改定をいたしまして、財源率を相当程度引き上げいかねばならぬ、そういう結果になるわけであります。おそらくその結果としては負担金、あるいは掛け金の率がまた上がるでありますようし、実は、この後の短期給付における医療行政、医療運営の大きな課題として残っているわけであります。ただいま文部省の言っておられるように、まだ未確定な要素があるようであります。それは当然医療費がどのように結末がつくかどうか、その辺にあるのではないか、あるいはそれぞれの審議会における審議の状況等があつて、まだ結末が出ていない要素も多いだろうと思われます。地方共済についても、あるいは市町村共済その他の共済についても、同様な点があらうかと思うのであります。

そこで、厚生省局長にお尋ねをいたしますが、いま社会保険審議会でいろいろの困難な問題と取り組んでおられますか、一休その審議の状況、それから見通しはいかがでござりますか。

○小山政府委員　いまお尋ねのことを申し上げる前に、一応確認する意味で申し上げておきたいと思いますが、先ほど来お話をございました、地方公務員及び公立学校の職員の共済組合の短期給付の部門が非常に苦しいという御事情、私もよく承っております、これはたいへんむずかしい問題だということを考えておったわけであります。が、その際に、先ほどお話をありました、まだ未確定の要素があるという文部省の齊藤さんから言われましたことばを、先生、少し不明確に受け取っておられるようでござりますので、その点は多少はつきりさせたいと思います。

九・五の引き上げが行なわれたというのはこれ事実でございます。したがって、これは未確定の要素ではございません。確定の要素で、現に一分月分からそういうことで行なわれておりまして、すべてのところがそういうことを前提として支払

いをしておるわけでござります。ただ、しいて未確定だということを言うといたしますならば、いま一部から行政訴訟が提起されております。これは九・五の引き上げの措置をきめた行政行為の取り消しを求めるというものでございます。したがって、これはほんとうのかりのことでござりますが、将来取り消しをすべきだという裁判上の結論に最終的になつた場合には、これが変わるべき可能性が理論上の問題としてあり得る。こういう意味で、理屈的にいえば未確定だ、こういうふうなことになると思いますが、これを吾われたわけではないと思います。いま医療の問題で一番未確定だというふうにみんなが感じておりますのは、一体その医療費の自然増といわれるものが、どの程度のテンポで、どの程度の規模で進むだろうかということについて、これはまことにむずかしい問題ではございますが、どうもだれも断定的な判断をすることができない、こういう状況にあるわけであります。御承知のとおり、大体医療費の伸びというのが、一人当たりに直しまして前年度と比べて一〇%内外という程度の伸びであるという状態が、従来およそ正常な状態であるというふうに考えておったわけであります。したがって、そういう状態でありますと、どの医療保険の制度も収入の伸びというものがおおむねその程度ござりますから、それで收支が合う。ところが、過去三年來の伸びというのが、つまり三十六年以來非常にテンポが早まり、規模が大きくなつておりまして、一人当たりで二〇%前後の伸びを示す、これは制度によつて多少の違いはありますけれども、そういう違いがあるわけであります。こういった伸びが一休いつまで続くか、これは原因の把握のしかたによつてもっと続くという判断も出てまいりますし、また把握のしかたによってはそろそろ出尽くした、したがつて、一挙にこれがかつての正常だと思った状態まで落ちつくことはできないにして、もうそろそろ伸びの程度は落ちていくといふふうに考えるべきだという、こういう判断も出てくるわけであります。そこで前年どおりの伸び率

だということとでもののことを考えていくか、そろそろ伸び足は落ちてきたという前提で考えていくのか、こういうところが保険財政を扱っている人々が一番判断なりあるいは決断に迷う問題でございまして、そういう意味で不確定な要素がまだある。できればもう伸び足は正常の状態に落ちてほしい、こういう願いも含めまして言っておられたわけでございまして、そういうものとして御了承をいただきたいと思います。

たいへん前置きが長くなりましたが、社会保険審議会の状況を申し上げますと、御承知のとおりいろいろないきさつがございましたけれども、今月の初めからやっと実質審議に入つてまいりました。すでに回を重ねること三度に及んでおるのでございますが、いまのところは、当局側から提出されている原案についての説明を聴取し、それに関連をして、大臣に対しても総括的な質問をいろいろしている。こういうような状況でございまして、まだ細目の検討に入るところまでいつておりません。したがって、こういう状況から判断いたしますならば、結論に達するまでには、まだ若干の時日を要する、こういう判断をされる状況でございます。

なさったようですか。ここでとやかく私から申しませんけれども、ただ私がいまお尋ねしたのは、私も職権告示が生きているということは知つておられます。ただ、いま薬価基準の再引き下げというのが問題になっておるようあります。一・五%のまま別形でこれを引き下げていくかといふのが問題になつておるようあります。これをいわゆる三%の中に加えて、それを全部医療側に渡すかどうか、あるいは一・五%は、そのまま別の形でこれを引き下げていくかといふようなことは、やはり医療費の算定をする場合においては一つの要素ではありませんか。そうなりますと、共済あるいはその他のこういう関係の面において、財源率をはじき出すときの一つの要素にはなりませんか。私、そこを一つ聞いておきたいと思う。一・五%がそのまま薬価基準の引き下げになつて、医療側に渡らないという結論が出るならなりませんか。これが明らかになりますと、文部省のほぼこの地方共済においても、公立学校の共済におきましても、短期給付の財源率をはじいていく場合に、緩和されるというような要素にはならないかと思う。一・五%がそのまま薬価基準の引き下げになつて、いつへんごのもとの御指摘でございまして、結論から申し上げますと、先生お見込みのとおり考えていただいていいと思います。いまどの程度引き下げられるかというのは、一・五%というのは、いわばかりのあれとしていわれているわけでございますが、どの程度引き下げられるかということは、三月一日の状態をもとに置いてきめることにいたしまして、日下調査中でございます。したがつて、この結論がまとまりますならば、少なくともどの程度さらに引き下げを予定することができるかということは、かなり確定的な数字として出るはずであります。

Digitized by srujanika@gmail.com

のそれぞれの保険財政の面においてそれだけ支出が減るものとの期待してよろしいか、同様にまた患者の負担する分については、その分だけ減ったもののもとにした計算になると期待してよろしいかという問題は、現在のものの考え方からいえば、当然となる、かように考えていただいていいと

○川村委員 それではこの際、いままでお尋ねした組合関係のそれとも関係いたしますから、国保の問題をちょっと聞いておきたいと思います。

は各市町村に対してもどのような通牒を、あるいは通牒といいますか、お出しになつておるか、簡単にひとつ説明していただきたい。

というのは、大体何%くらいの保険税の引き上げを考えるべきであるというような一応の指導をなさつておると思うのです。そういう点を含めてお願いします。

(小山政委員) 本にこの問題だけ分離をして、どういうふうにしろという内容の通達なり指導はしておりませんけれども、昭和四十年度の支出をしておりません。見込む場合は、医療費は九・五%ふえるものとして支出の見込みを立ててほしい、こういう指導をしております。

加えて、収入として期待してよろしい。そういうことで收支の見込みを立てるようになれば、そういう趣旨の指導をしております。

て、町の名前は、直接言いませんが、K町と申します。K町が今度の予算で大体考えましたところの国保の関係の予算を見ますと、昨年の三十九年度までは一世帯当たり七千三百円の負担です。ものすごい負担だと私は思う。これは全国平均を上回っておる。七千三百円の負担であったのを、四十年度は一世帯当たり一万四百九十五円の保険料をとる、こういうことにきつたのであります。この町は被保険者数が一万四千三百人程度でありますから、一人当たりの療養費を見ると一千百円程度になります。必ずしも一人当たりの療養費というものはそういうほうではない。しかし、世帯当たりの負担は、先ほど由し上げますようにものすごい增高であります。そのK町は、三十八年度まではその保険収入が高かったといふこともありますから、大体とんとんで收支が合つておる。三十八年度は十二万程度の黒字ということを言っておりますが、ところが三十九年度の決算見込みでは、すでに二百万円以上の赤字を出しておる。四十年度は一体、これだけの保険税を引き上げてとても十分のまかないはできないだろう、こういうことときえ言つておるのであります。これが実は現実に目の前にあらわれた一つの国保の税金のあり方であります。こういうように次から次に国保税が引き上がるということ、これは一般的、特に申し上げるまでもなく低所得層の多い農村地帯の場合を考えると、たえられないものではないか。私は、このまま推移するならば、もう国保という制度は破壊するのではないかときえ危惧いたします。これは厚生省当局には——厚生省だけを言うわけではありませんけれども、これは大きな責任ではないかと思うのです。これはひとつ、ぜひあなたの耳に入れておきたい事例であります。そこで、たびたび指摘をされた問題だと思います。されども、国保の昭和三十八年度までの赤字額が九十五億あるから、これを見て赤字を見る場ば、百三十二億と言つております。三十八年の決算で三十七億の赤字である。市町村が繰り入れたは、これは自治大臣のことばをかりて言うなら

合に、百三十二億も赤字があると言つておる。一
体、昭和三十九年度はどれくらいの赤字が——も
う大体見当はつくと思ひますが、赤字が出ると予
想しておられるのか、これが一つ。
昭和四十年度は、いま私が申し上げたよななど
町のようなものすごい税金の增收をはかればいざ
知らず、そうし得ないような町村が多いと、いうこ
とを考えると、これまた四十年度も国保の財政は
苦しい、相当の赤字をまた生み出すのではないか
と思われます。したがつてそれらの赤字、そういう
ものに對して厚生省は一体どう対策をとつてい
こうとなさるのか、これをまず初めにお聞かせお
きいただきたい。

○小山政府委員 先生仰せのように、国民健康保
険の財政というのにはいまちょうど一つのせつば詰まつ
た状態といふものは、決して一時的、偶然的な事
情によってそうなったのじゃなくて、医療の癡
愚、こじつけなどによるものであります。二

切り捨てになってしまっている。これが決して何かにならぬ額になつてゐる、こういう実情がござります。これを何とか解決をしたいという考え方でございますが、今年度の場合いろいろの事情からいたしまして追加補正をすることができませんが、したがつて決算の確定を待ちまして、明年度において早急に國が、三十九年度の國の収支分として見るべきはずであったものは措置をされる。この場合は法律の構成から見ますと、決算外補助ということのない制度になつておりまする調査交付金の分についても、何らかの方法で事實上それに相当するものというのを考えるということになります。これはいろいろ先生方の御尽力もあり、政府部内、予党、野党を通じて、およそいまのところそういう考え方が固まって、あと決算の確定を待つ、こういうようなところまできてゐるわけになります。

それから第二の問題は、事が事務費という名前

合に、百三十二億も赤字があると言つておる。一体、昭和三十九年度はどれくらいの赤字が——もう大体見当はつくと思ひますが、赤字が出ると予想しておられるのか、これが一つ。
昭和四十年度は、いま私が申し上げたようなく町のようなものすごい税金の増収をはかれはいざ知らず、そうし得ないような町村が多いといふことを考へると、これまた四十年度も国保の財政は苦しむ、相当の赤字をまた生み出すのではないかと思われます。したがつてそれらの赤字、そういうものに對して厚生省は一体どう対策をとつていらっしゃるのか、これをまず初めにお聞かせおきいただきたい。

切り捨てになってしまっている。これが決して何かにならぬ額になつてゐる、こういう実情がござります。これを何とか解決をしたいという考え方でございますが、今年度の場合いろいろの事情からいたしまして追加補正をすることができませんであります。したがつて決算の確定を待ちまして、明年度において早急に国が、三十九年度の国の負担分として見るべきはずであったものは措置を受ける。この場合は法律の構成から見ますと、決算補助ということのない制度になつておりまする調動交付金の分についても、何らかの方法で事实上それに相当するものというのを考へるということになります。これはいろいろ先生方の御尽力もあり、政府部内、予算、野党を通じて、およそいまのところそういう考え方方が固まつて、あと決算の確定を待つ、こういうようななところまできてるわけでございます。

をする必要を感じております。およその方向としては、現在国の補助金は定率の二割五分の補助金と調整交付金の中に含まれているものと、それから予算補助の形で計上されているものというふうに、給付費そのものに対して国がたてまえ上持つておられるという性質のものが三ヵ所に分かれて入っております。これを四十一年度においてはまとめております。これを四十一年度においてはまとめておるにいたしたい。そうしていまの二割五分といふ国庫の負担金を四割という定率にすることによつて、市町村の国保財政に安定性を与えると同時に、とかくそのときそのときの事情によって切り捨てられがちのものをなくするようにならしめた、これが一つであります。

それからもう一つは、調整交付金というものをこの機会にもう一回身の整理をいたしまして、ほんとうに資富の調整に役立つ程度のものにしていく。現在実際上そういう役割りをしております。それは、率に直しまして五%程度のものであります。一〇%の調整交付金のうち、半分がそういう役割りをしておりますが、これを二倍の一〇%程度に直します。それから保険税なり保険料についてのは、これは地域の事情もあり、それぞれ必要とすます。三十九年度の赤字は、大体三十八年度の赤字の三倍程度は考へられるということでありました。四十年度においても、当初申し上げましたように、私は実は非常に心配をいたしているわけであります。事務費はなるほど二百円に上げてもらひます。しかし自治省当局が実態調査に基づいて要求したのは、二百八十八億円であったわけでありますから、それが二百円にとまつたということは、この面においても、やはりこれは相当の財政上の苦しさがここへくる。それもやはりこれは保険税等に転嫁される危険性があるということが一つあります。国保は、申すまでもなく、われわれは保険税といふようなものを設けることによって、全国的に見て同一の条件のもとにおいて、あまりに違った保険料を負担しなくても済むという状態を実現するようにしたい。そういうふうなことによりまして、いままでせつかく市町村が育てまいりましたこの国民健康保険は、市町村の經營であるといふたてまえ、実態はそのまま保存をしつつ、財政面において、国が十分のバックアップをしていく。こういうふうにいたしたい、こういう考えでございます。

それから、なお最後になつたいへん恐縮でござりますが、三十九年度の赤字の見込みはどのくらいかといふと、これはまだあります。國庫は、申すまでもなく、われわれは保険料の負担が三ヵ所に分かれて入つておられます。これが二倍の一〇%程度の内訳は、保険料の負担が四十四億、國庫の負担が百八億、これは法律に基づく当然の負担等のほか

私どもは三十八年度の赤字百三十二億のうち、九十五億は一般会計からの繰り入れ金でございますから、一応これを抜きに置いていただいて、残りの三十七億をもとにして考えた場合、どうもこの三倍程度にはなりそうだという予感をもつて、いろいろケースの調整をしておる、こういう状況でございます。

○川村委員 ただいま国保の対策について、たいへん具体的に、前向きに考えておられる点を説明いただきましたが、もちろんそれぞれまたこれは内容には検討を加えるべき問題があろうと思いますけれども、ぜひひとつ、そういうような姿勢で、積極的に取り組んでいただくことを強く要望してやみません。私がいろいろ問題について申し上げるまでもないことでありますけれども、いま三十九年度の赤字は、大体三十八年度の赤字の三倍程度は考へられるということでありましたが、

四十年度においても、当初申し上げましたように、私は非常に心配をいたしているわけであります。事務費はなるほど二百円に上げてもらひます。しかし自治省当局が実態調査に基づいて要求したのは、二百八十八億円であったわけでありますから、それが二百円にとまつたということは、この面においても、やはりこれは相当の財政上の苦しさがここへくる。それもやはりこれは保険税等に転嫁される危険性があるということが一つあります。国保は、申すまでもなく、われわれは保険税といふようなものを設けることによって、全国的に見て同一の条件のもとにおいて、あまりに違った保険料を負担しなくても済むという状態を実現するようにしたい。そういうふうなことによりまして、いままでせつかく市町村が育てまいりましたこの国民健康保険は、市町村の經營であるといふたてまえ、実態はそのまま保存をしつつ、財政面において、国が十分のバックアップをしていく。こういうふうにいたしたい、こういう考えでございます。

○小山政府委員 昭和四十一年度の国民健康保険の総体の医療費、これは緊急是正のことがなかったらどうなるかというものを申し上げます。これは補正予算で措置をする、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

○安井委員 形式を補正予算で措置すること

ますけれども、御存じのとおり、国保関係は大体市町村は昨年は二六%の実は引き上げをやっておるわけであります。ところが、あなたのほうは、先般の予算委員会で四十一年度は大体一八%程度の三十七億をもとにして考えた場合、どうもこの三倍程度にはなりそうだという予感をもつて、いまいろいろケースの調整をしておる、こういう状況でござります。

○川村委員 先ほど申し上げましたように、これへん具体的に、前向きに考えておられる点を説明いただきましたが、もちろんそれぞれまたこれは内容には検討を加えるべき問題があろうと思いますけれども、ぜひひとつ、そういうような姿勢で、積極的に取り組んでいただくことを強く要望してやみません。私がいろいろ問題について申し上げるまでもないことでありますけれども、いま三十九年度の赤字は、大体三十八年度の赤字の三倍程度は考へられるということでありましたが、

四十年度においても、当初申し上げましたように、私は非常に心配をいたしているわけであります。

○小山政府委員 昭和四十一年度の国民健康保険の総体の医療費、これは緊急是正のことがなかったらどうなるかといふものを申し上げます。これは補正予算で措置をする、こういうふうに理解してよろしいわけですか。

○小山政府委員 形式を補正予算で措置することにするか、あるいは予備費から支出するか、その点は大蔵大臣としては自分のほうにまかせる、こうしたことでございますが、担当部局としての私どもの気持ちから言えれば、とにかく早い時期に補正できるといいますか、期末の処理できる道をぜひ考えたいということで、時期を極力促進すると

そこで、これについていま一言お聞きしておきたい、かように思つております。

階において、厚生省としてどの程度をお考えになつてあるか。調整交付金の特別措置をしなければいけないわけですが、その分を含めてどのくらいのお考えを持っておられます。

それから事務費についてもどれくらい不足額を見込むというお考えでありますか。これはその時期になつてみなければわからないし、まだ決算ができていない段階でありますけれども、いまの段階におけるお考えをひとつこの際聞いておきたいと思います。

○小山政府委員 数字は目下調査を進めておりますので、申し上げにくいのであります。大体のめどとしては、國保中央会あたりが言っておりますように、全部を含めて百三十億をややこえると、いうものの言い方というのは、私どもも結果としてはそろはずれないのではないか、あるいはそれを少し上回るかもしかねといったような感じを持つております。

それからなお私の申し上げ方がややあいまいだったためと思ひますが、事務費の問題は、これはもっぱら昭和四十一年度の予算で争う問題にしたいと思っております。これは来年度の補正とかなんとかいう問題とはいまのことろしておりません。

○安井委員 事務費の問題をもういまの段階ではおりてしまつたというふうな印象を受けるわけですがれども、それはなるほど百五十円から二百円に上がったのはプラスだと思います。プラスだと思ひますけれども、その事務費そのものに、先ほどのあなたの表現では、保険税の一部が回っています。そういうふうなこと自体が国民健康保険法違反なわけですよ。そうじゃないですか。保険料といふものは事務費に充てるために取つているわけじゃないわけでしょう。そういう現実を肯定されることがもう問題があるし、それからまた一般会計から繰り入れする考え方にも私は問題があると思うのですよ。現実に三十八年度で九十五億も繰り入れしている。これは三十九年度になつたら、私はこの額はもとふえているのではないかと思うのですが、一般会計の金というのを使い道

がって、地方交付税でバランスをとつて、そういう形でできているわけです。国民健康保険法の六十九条の規定では、事務費は全部国が負担すると書いてあるわけなんで、それを出してなくて、それを当然使い道が別にきちっときまつて、一般会計から出すということ自体に私は問題があると思うのですよ。それを何か当然なことのような考え方で、それをもう前提にしてお考えになつておるということ自体に、厚生省のほうの考え方の基礎が間違つていやしないかと、私はそう思うのです。というのは、たとえば地方交付税の交付率を〇・六%上げて、百五十億円ぐらいことは財源があふえたわけですね。それはもうたいへんなことだつたようです。ところが、九十五億ぐらいは、三十八年度ベースでもすでに国民健康保険のほうへ行つてしまつて、こういうようなことでは、地方財政というのももたいへんな国の本来の仕事の下請だけに終わつてしまつ、こういうふうな方向に行つてしまふと思うのです。やはり国民健康保険のことは国の委任事務なんですから、委任をしたほうの立場がこれだけお願いしますと言つた以上、事務費は完全に見てやる、こういふ仕組みでなければ、私は筋道が合わないと思うわけです。給付費の不足金の百三十億程度というのは、これはまあ結論が出てみなければわからぬ問題ですからさきょうは論議いたしませんけれども、事務費のほうについては、私は若干あなたの今までのお話のあり方に不満があるわけがありますが、どうでしよう。

○小山政府委員 根本のものの考え方について私は、私、安井先生とそち違つたことを考えているわけではございません。ただ、これは形式上法律違反かどうかという議論になると、これはやはり法律違反ぢやないと言わざるを得ないのであります。しかしそういう形式論よりも、実態において市町村にそれだけの支出をしいる結果になつていいという点が問題でございまして、これはぜひ解決をしたい、こういうことなんであります。それから一般会計の繰り入れ金の問題について

も、もちろんそれを全部当然だという気持ちで申上げているわけじゃないのでありますて、むしろいまの国民健康保険の置かれてる危機というものについての感じ方が、私どもはそういった、たとえば財務当局から見ればきれいごとをいつて片づけると言っているような、そんなことじやなくて、どうにもほうっておけない程度の状態だぞというふうに認識しているという意味で、ああいふうに申し上げたわけです。

それから事務費の問題は確かにお説のような実態ではございますが、現実の問題として、こういう問題を年度途中で勝負をつけるということは、いかに努力をしますと言ってみても、これは結果としてできませんでしたということをいつの日にか申し上げねばならぬ結果になるという意味で、これはやはりつきり四十一年度の勝負の問題にする。

それからお触れになりませんでしたけれども、私どもが気持ちの中に持つております問題は、いわゆる九・五のはね返り分に対する特別措置といわれているものを、健康保険の対策がどうきまるかということにらみ合させて、もう一回論議する余地はあるんじやないか、こういう気持ちで問題をながめているわけであります。

○川村委員 時間がだんだん迫っておりますから、急ぎたいと思います。国保の問題で少し時間を取り過ぎましたか、あと問題を二、三お聞きをしておきたいと思います。

私はいま国保の問題について、非常に残念な状態を承知いたしておりますから、お尋ねをしたわけですが、そのほか健康保険組合関係についても同様なことがやはり指摘できるのではないかと思います。たとえば日雇い健保にいたしましても、二百二十億といわれる程度の赤字が出てくる、こういうことでありますし、船員保険にいたしましても、やはり赤字がどうも累増しつつあります。特に政府管掌の健康保険については、これは最も注意をされておるところだらうと思いま

して、いま社会保障審議会でいろいろと問題が舉起されておるところであります。私はこれらについて一々お尋ねをすることを省略いたしますが、政府次官も御承知はござりますけれども、なぜお聞きいただきたいと思います。

今度のこの政府管掌健康保険の改正案にいたしましても、今度九・五%の医療費の値上げがあつたわけですけれども、そのほか御承知のとおり保険法の改正内容は総報酬制をとるということでおられます。これは政府としては大体これによって三百十八億程度の収入増を考えておりますけれども、これは一面からいうと、被保険者からいうとそれだけの支出増になるわけであります。さらに薬価の負担で政府は二百五十三億の支出減を考えているようでありますけれども、これは被保険者にいわせる。これまたそれだけの負担増でありますとして、結局は五百七十一億というものがここに被保險者負担増となつてあらわれてくる。ところが、國家が補助措置をしておるのは、御承知のとおり三十億であります。そのほか行政努力で相当の経費節減をやろうというお考えがあるようでありますけれども、何しろこの内容といふものは驚き入った感じがしてなりません。料率は千分の六十六から千分の五十八に切り下げておりますけれども、これはよく検討してみると、実質はやはり一五%の負担増になつてくるようであります。あるいは薬価の負担にいたしましてもやはり相当の給付切り下げの形になつてくる。これは今日の健康保険の標準報酬あるいはその負担区分等々を考えても言えることだらうと思うわけであります。これが今日一番大きな政治問題となつておることは申し上げるまでもありません。皆さん方はいろいろの計算をして検討してくださいとおもいますけれども、われわれがちよと計算したところでも、月給五万円の者が月に二千六百七十円程度の負担をしなければならぬ。これはいままでは千六百三十八円程度でありますから、實に千円以上の増でありますて、一年間一万二千円余りの負担増になつていくわけであります。こういふような姿でやられると

しうことは、私はいかに社会保険といつても、これは社会保障制度の精神に逆行するものではないか、こういわざるを得ません。今日国民保険の状態を考えてみても、低所得層あるいは貧困階層が非常に多いのでありますから、皆保険だといっても、やはり自分の負担があるから医者にかかるなりところの諸君が非常に多いということも、よく知っていただからなければならぬ。へたをするといかがわしい宗教などに走って自分の病気をなおなす、そういう迷信と申しますか、そういう状態に入り込んでいく貧困者層も非常にあるということを考えなければなりません。こういうような問題を考えると、これは一つの社会問題でありますし、佐藤総理が人間尊重というようなことをおっしゃっても、実に大きな政治問題として提起されているわけであります。そこで、われわれは、もう少し社会保障の精神に従ってこれらの健康保険財政というものを考えていく必要があるとつくづく考えておるのであります。これらについて、厚生省の担当官としては、局長あたりはずいぶん苦労なさっておられると思いますけれども、これはやはり今次の医療行政に対する一つの政治的姿勢の問題であろうかと思いまして、官庁の責任者の皆さん方が及ばない点もあると私は思います。しかし、こういう点はお互いに解決をしていかなければならぬ、その責任を痛感している、責任をちょっとおるのだ、こう私は考えておるわけであります。

そこで、結論を急ぎたいと思いますけれども、政府管掌の健康保険にいたしましても、あるいは日雇いの健康保険にいたしましても、その他の社会保険関係の財政状況、経理状況を見ると、実に困ったものだ、こういうような状態であります。その財政の悪化を、ただ折半負担というような原則だけにとらわれて被保険者に大きくかぶせていか、こういうことも憲慮されるわけであります。

○高橋(禎)政府委員 申し上げるまでもなく、日本国民が健康にして文化的な生活を送るよう、そういう国家であるように、すなわち、福祉国家であり、文化国家であるということは、日本国憲法がその精神を明らかにいたしておるところでございまして、政治はやはりその精神の実現ということを目指にいたさなければならぬことは申し上げるまでもないところでございます。そこで、用村委員のお述べになりました一連の、国民の健康を守っていくための社会保障制度、これほどこまでも健全に発展をさせなければならない、そのような政治でなければならぬことは申し上げるまでございません。佐藤総理の言をお引きになりますが、佐藤総理の人間を尊重するという政治の理想も、これと一致するものであると考えるわけでございます。そこで、国民の健康を守るために、社会保障制度を、健全に、かつ発展させていくといたしまして、先ほど来お述べになりましたように、いろいろと御心配になつておる次第でござります。地方公共団体の財政度運用に関していろいろとむずかしい問題がござります。また患者の立場、医療される側の立場、保険税は納めておるけれども、お話のございましたよう

な、健康で全然医療を受けるというようなことのない方々、こういういろいろの立場があるわけがありますが、要するに、国民が真にこの制度を守つていこうという理解のもとにこの制度が発展をいたしますように、私どもとしては最善を尽くしてまいりたい、こういう決意であることをこゝで申し上げておきます。

○川村委員 いまの次官のお話、私としては次官のお気持ちはよく理解できますけれども、先ほど健康保険のことと、ちょっと私気づいておりますことを申し述べましたように、少なくとも現在の政治、佐藤内閣のもとにおける医療行政といふものは、大きき後退しつつある、こういうふうに私は率直に言えるのではないかと思います。せつかか新内閣が社会開発であるとか、人間尊重であるとかいうような理想を掲げておられるならば、そういう点に向かってやはり大きく前進する社会保障政策というものがなければならぬのではないか、このよう思つております。

そこで、あと結論的になるかもしませんが、一、二お聞きいたします。

厚生省の局長にお尋ねをいたします。あなたは先ほど、大体医療費の增高というものは年一〇%ぐらいを考えたらいでのではないかというおこぼがありましたが、医療費が非常に增高したという原因、これをひとつ端的に要点だけでいいからちょっとと聞かせておいてください。

○小山政府委員 端的に申し上げませば、やはり医療内容の向上ということが原因だと思います。

○川村委員 医療内容と申しますと、いわゆる診療側の診療、あるいは薬代、そういうものをさしておられるのか、あるいは被保険者のいわゆる医療に対する関心の度が高くなつておる、そういうことも含めての御意見でござりますか。いま一度どうぞ……。

つは、従来医療から離ざされておった人々が、国民皆保険の結果医療に近づきやすくなつて、それだけ従前よりも医療を受ける機会が多くなつてきましたということが一つであります。それからもう一つは、受ける医療内容というものが、使われる趣の質が非常によくなつてきた。あるいは量も多くなつてきていた、あるいは検査も従前よりは相当念入りに行なわれるようになつた、あるいは昔だつたら入院ということはよほどの場合でないといつたしませんでしたけれども、最近では必要な場合は比較的入りやすくなつた、そういうようなことが国民健康保険については増加の原因だと思っておられます。それから健康保険等について考えられます原因は、全般の医療に接する機会が多くなつてきましたということはあまり響いておらないようであります。もっぱら受ける医療内容の質がよくなつてきました、その結果非常に高い医療費を必要とするようになつてきた、かように考えられます。

の点もあるのではないか。あるいはまた本人に対する濃厚診療と申しますか、そういうものが行なわれやすいというようなこと等も部分的には考えられるかと思います。

○川村委員 私は保険財政の悪くなつた原因の一つには、いまお話ししたもののほかに、結局保険料の収入の面から考えて、今日の被保険者、一口に申し上げますれば労働者の賃金が低いといふことも一つの大きな原因ではないか、こう考へておるのであります。これは労働者の皆さんにお聞きするのが当然かと思ひますけれども、佐久間局長は今日、日本の労働分配率がどういう状況にあるか御存じでござりますか。どうぞひとつお話しいただきたいと思います。

○佐久間政府委員 よく勉強をいたしておりませんので御質問いたしかれますので、御了承いただきます。

○川村委員 また後日あらためて審議をするとき

に、それらの点も十分吟味させていただきたいと

思いますが、きのうの朝日新聞にも、賃金を上回

る生産性の伸びだということを指摘しております。

日本生産性本部から出した資料のようであ

ります。このことは実は昨日発表されただけではなく

比べて、生産性は、一四、二九の大幅な伸びだと

指摘をしておる。ところが、名目賃金は一〇、八〇にとどまつておる。こういうようなことが

ございます。こういうことで生産性の伸びと見合つた場合に、日本の労働者がいかに低賃金であるかといふことがいわれると思うのです。私の

ちょっとしたメモによりますと、労働分配率を見

てみましても、イギリスが五六といわれる。これ

は少しきい資料でございますが、アメリカが五

五、フランスが五七、スウェーデンが五七、オーストリアが五四、こうなつておりますが、日本

はわずかに三三、こうしたことである。御承知のとおりに、日本の労働者の賃金はアメリカの八分

の一、イギリスの三分の一、こういうことがいわれておるわけでありますから、いかに労働者が働く

いても、その分け前を十分もっておらないかと

いうことが言えるわけであります。そこでこの

ような問題を考えまいりますと、大部分は被保

険者でござります労働者の賃金が、正当に伸びておったならば、結局保険財政の料金の収入とい

うのも、それだけ上回つてきたのではないか、このような問題を考えてまいりますと、

は、日本の労働者といふものは、低賃金に押さえ

れておる。本格的な最低賃金制をしくべきであ

る、こういわれても、なかなかそれが生まれてこ

ない。地方の農山漁村の労働者の一般の諸君は、

これまで御承知のとおり、非常に低い所得に抑え

られておる、低い所得しかないわけであります。

そういうことがすべての保険財政に大きな欠陥を

もたらしておるのはないか、こう思われる。そ

うなると、やはり保険財政を考へる場合には、労

働者の賃金ということを考えねばならぬ。私はそ

う思うのであります。これについて局長、皆さん

方から、私の申し上げていることが、保険財政の立場から考へて妥当なのかどうか、それをひとつ

お聞かせいただきたい。

そこで第二の問題といたしましては——そういう

うような状況の中に、あくまで社会保険制度で

あるから、折半しなければならぬというようなこ

とで、給付の増高をまかなうために、掛け金率が

どんどん引き上げていくようなことになると、

労働者の負担といふものは、はかりしれざるもの

がある。私は限度に來ておるか、もう限度を越しておるのではないか、こう思ひわけであります。

そこで第二の問題は、政務次官にお尋ねいたしましたが、その点につきましては、私もそのように

考へております。私の関係の市町村職員共済組合

が、他の共済組合と比較いたしまして財源率が高

いという因も、町村の給与が府県市に比べて低

いというところにもあらうかと存じておるわけで

ございまして、今後対策を考えまいります上に、

その点につきましては留意してまいりたいと存じます。

○川村委員 時間がたいへんおそらくまして恐

縮ですが、当初申し上げましたように、政府提案

先ほど政務次官もおっしゃつたけれども、ほんと

うに社会保障という考え方で立脚するならば、地

わっている制度でござりまするから、赤字にいた

いわゆる組合員の掛け金と、それから使用者とい

いますか、その地方団体の掛け金によつてまかな

わっている制度でござりまするから、赤字にいた

しましても、また今回の緊急是正にいたしまして、その制度におけるそれぞれの分担においてこれを健全化していく以外に道がない、かように存じておるわけでございます。

理し、さらに九・五爻をストレートに受けるということになりましたら、負担率、掛け金率等においてどういう結果があらわれるというようにお考えですか。

れとも三十九年度を大体推算をしての措置なんか、その点どうですか。

うものを根本的に考えるという問題も一つあろうかと私は思います。しかし、それはまた同時になかなか容易なことではないのでありますて、すでにこれらの点は社会保障制度審議会でも数年前からいろいろ論議がよなつておりますするナレヅモ、な

赤字の問題も、それから緊急是正で値上げの問題も、結局は当事者である地方公共団体と、その組合員と両方で負担するよりほかに手がないのだ、こういうふうに受け取れるわけがありますが、そうですか。

○吉武国務大臣 いまのところ、どうもそれより方法はないと思っております。

○安井委員 そういうことになりますと、赤字の問題は、赤字を出さないような仕組みで解決しようとすると、それはもう地方団体側の大きな支出増と、それから組合員の掛け金の増大と、その二つの道に進むよりほかにない、こういうふうなことになるわけですね。そういうようなことでいいのでしょうか。

対してお答え申し上げたところでございまするが、九・五%の緊急は正を織り込みまして推計をいたしますると、地方職員共済組合におきましては現行財源率の六・一・六が六・九・三になる、公立学校におきましては四五・六が五五・七になる、市町村の職員共済組合におきましては八〇・九から八四・六になるというように財源率の引き上げをせざるを得ないことになるものと予想をいたしております。

○安井委員 それは赤字解消を織り込み済みですか。織り込んでないわけでしょう、九・五%の分だけでしよう。その上に赤字の問題があるのでないですか。どうでしょう。

○佐久間政府委員 九・五%を織り込んだものでございます。

○安井委員 私は、いま申し上げましたけれども、今までの赤字対策というものを全部突っ込んでの率だ、こうしたことありますけれども本質的な赤字傾向といいますか、つまり無制限に地方団体の側も、組合員の側もふところから出していい、こういうようなものでないわけですかね、そういうようなものを頭の中に入れて予算が立てられていく、こういうようなことからすれば、初めから赤字が深刻になっていく、そういう性格を持つて発足したのではないか、私はこういうような気がしてならないわけであります。そこで、この点は実は厚生大臣に来て伺いたいな、ところでありますけれども、この共済事業の本質の問題になるわけでありますが、保険主義といふ原則でいま貫かれてきているところに最も基本的な

お、検討をされているように、なかなか容易なことではないと思います。そこでは社会保障でいくべきか、あるいは社会保険でいくべきかということであります。これが一つのものの考え方ですから、社会保障でいくならいくといふこともございましょうが、しかし、もう今日国民皆保険の状態にあります。これを全部社会保障でやるといふことになると、これは財政的にはたいへんな大きな問題で、容易なことではないと思います。でありますから、この医療の制度というのは、そもそも発足をいたしたときの経緯からも考えまして、社会保険としていくべきものではないか、しかし、それはそれぞれの保険の態様によりまして、完全にそうだといえないところもあるかもしれません。あるかもしれないが、やはり医療の

考えられるかもしませんけれども、この種保険制度は、いろいろ考究の結果このような制度で始まって、現在もあるわけでござりまするから、医療費がかさむのは時代の推移とともにやはりある程度やむを得ぬところでございます。そうかと聞いて、それがためにすぐこの制度をどうすると

○安井委員 赤字をいまかかえている。さらくに私は、この制度ができましてからずっとあとのいままでの経過をながめてみますと、最初の年は何とかいきます。次の年からもう赤字なのです。だからこれはまだまだそういう方向、深みに入っていますよな気がするわけです。何かいまの制度は本

的な問題があるよう思つてます。社会保障制度というふうな考え方があるのですが、導入されたら、私はまだ解決の道があるのではないかと思うのであります。が、各種医療保険との関連におきまして、この問題を自治大臣はどうお考えでしようか。さらにまたきょうは厚生省から医療保険部長もおいでございますが、お考えがあつたらさらにつけ加えていただきたいと思います。

社会保険といふよなところで、それに対しても政府がどうするかといふところじゃないか、こう思うのであります。医療保険の制度の仕組み、あるいはいろいろの御意見もあることも私は了承しております。

○安井委員 これは事務的な問題だと思ひますから行政局長に伺うわけですが、いまの自治大臣の御答弁のような形で現在の赤字の問題を処あたっての処置といたしましては、やはりそれぞれの分担においてこれを解決していくということではなかろうか、かように存じます。

○佐久間政府委員 らうとお尋ねを取り違えておりましたが、先ほど申し上げました財源率は、赤字を解消いたしまして、さらに九・五%を織り込んだ結果の推算でございます。

○安井委員 それは一応現在段階における赤字でしょう。これは三十八年度までの赤字なのか、そ

お、そのほかにこの共済組合は、市町村単位と申しますか、府県単位と申しますか、それと全国的な単位との問題をあらうかと思ひます。そこでこの種の社会保険というものを全体として、現在ございまする健康保険組合の制度、あるいはまた政府管掌の健康保険、あるいは日雇い、あるいは国民健康保険、あるいは各種のこういった共済組合とい

与しております健康保険等のいわゆる医療保険の考え方としましては、やはり社会保険というたてまえをとっているからには、保険主義というものがある程度基本にせざるを得ないという考え方を持つておられるわけでございます。国庫負担等の問題がこれに関連して出てまいるわけでござりますけれども、やはり保険を基礎にしておられる以上は、そ

ういう社会保険というたてまえで、それでやはり制度を安定するときにだけ国庫負担のある程度考える、こういうような考え方が一般論として從来から行なわれておったわけございます。もちろん、こういう点についてはいろいろ御意見があるわけでございますので、将来の問題として、いまのような考え方でいくかどうかについては、やはり一つの問題点があるわけでございます。したがいまして、今後党なりあるいは政府において、こういう基本問題について調査会等をつくりまして、こういう点を相当議論していくべきだ、こういうような考え方を持つておるわけでございます。

トヨトミの間うだこう赤いあの糞をがそとすてな公な宝る

よ。 そのべきではないか、しかし、國の財政というものが将来非常に豊かになり、それによって国民の福祉に寄与するところができるのであれば、それはなほ言ふわけではございませんけれども、それはなかなか容易なことではなかろう、こういう感じをついているわけでございます。

安井委員 健康保険法による組みは、國の持出しがあるわけです。健康保険法の適用の場合にはそういう場合が出てくるわけであります。たゞ一組合ノ組合員タル被保險者の負担スベキ保険料額一定の負担限度というものをきめる、そういう考え方があるという点、あるいはまたこの地方場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負担ト務員の共済にいたしましても、この制度がもしなければ、これに関連する人たちは、いすれにしても健康保険の対象になっていくわけでありま。 それだけセーブされているわけですよ。國の支出が少く。 そうだとすれば、それが独立のこの共済制度の代行事業としての性格がこの共済事業はある。 そうだとすれば、非常にノーマルな状態に。 そういうような緊急の事態にあっては、私は、この頭に入れて考えてみると、いわば健康保険事の不の代行事業としての性格がこの共済事業はある。 こういった考え方を思い出すべきであろうと思われます。大臣の言われるよう、國の負担の字の状態、さらには大幅な医療費引き上げ、この問題はもちろんあると思いますけれども、しかし、当然の要求としてこういう要求が出てきてものらしいのじやないかと思うのですが、どうで

○吉武国務大臣 その辺が、先ほど申しましたと
うに、いろいろの保険制度がございまして、金全
として検討するところはありますかと思いま
ども、いま御指摘になりましただけをもつてこ
に政府が金を出す、こう申しましても、ほかに、
まだ保険組合の制度も、事業主保険といいます
か、使用者保険といいますか、それぞれ負担して
やっているわけで、そのほうはそれじやどうな
のか、そのほうは一向かまわないというわけに
もいかないところがあります。ですから私は、御
指摘の点も考えなければならぬ、考えさせられ
一つの点であります。あれやこれやで、体を考
えてみて、ひとつ各種保険制度はもう一
ん考えてみる必要があるのじゃないか、かよ
うであります。しかし、これはなかなか言ふら
くして容易なことではないので、まあ個々それぞ
の制度において考えていくよりいまのところしと
うがない、かよう存じております。

○安井委員 大臣はどうもあきらめが早くて困る
と思うのですよ。だから私は問題の解決がちよつ
ともできないのだ、そういうふうに思うわけで
す。この問題は常に本質論を忘れずに問題を提起
していく、こういうかまえでないと、いや、もろ
これはしようがないのだ、金がないのだし、総体
的な問題はいつかだれかが解決してくれるだ
う——それじゃいつまでたって当面の問題の
解決にもならない、こういうことではないかと思
うわけです。

そこでさつきもう少し聞いておけばよかつたの
ですが、たとえば六二・六%を六九・三%に上げざ
るを得ないだらうという先ほど行政局長の御答弁
がありました、この引き上げは九・五%の分と
赤字と両方合わせたものだというふうにお答えが
あったわけですが、それを一つ内部的に区分して
いただけませんか。九・五%の分がこれで、赤字
の分がこれだけ、こういうふうに願えませんか。

○佐久間政府委員 九・五%の関係の影響とい
しましては、地方職員共済組合の場合を例にと
りますと、四十年度の支出の推計が九十九億円内
にあります。

○佐久間
○政府委員 法の改正は要りません。
○安井委員 総報酬制ということですね。
○胡子説明員 紹与課長でございますが、ちょっと
と補足説明をさせていただきます。

○安井委員 そういういたしますと、総報酬制という考え方は、こちらの共済の側ではとらない、こう考へでござります。

付についても、私どもはあくまで国が二割程度上置きをすべきだという主張を今後とも続けてまいりたいと思うのであります。が、地方交付税である程度の考慮をする——長期給付は現にやっているわけです。そういうような仕組みについてお考えになつて、ご意見をうかがいたい。

階において、自民党と社会党との間で三点のいろいろな約束が取りかわされた中でも、この医療費の問題について問題提起があつたのは、御承知のとおりだと思います。私どもは、あくまで、あの問題の中には、健康保険や国民健康保険とあわせて、この共済の問題を含めての問題提起を行なつ

が、将来健保法の改正がございまして、医療関係者の規定の改正が行なわれます場合には、それに関する改訂をして若干共済組合法についても手直しをせざるを得ないであろうと私ども想定をいたしております。

○胡子説明員 そのとおりでございます。
○安井委員 しかし、いまの五十七条の改正といふらうな方向にいかざるを得ないという考え方があるのだとすれば、本来ならばこの問題は今国会に提出定法案の中に入つていなければならぬのだ、そういう点ちょっと私隠間に思うわけであり

○佐久間政府委員 いろいろ御意見のござりますことは承知をいたしておりますけれども、ただいまのところ、お話をのような方向で検討するというふうに思つております。それで、お話を検討するお気持ちはありませんかどうか、それをひとつ伺います。

て、この共済の問題を含めての問題提起を行なって、それについて、抽象的ながら一応の約束が取りかわされたものだと理解しているわけです。しかし、きょう大臣の御答弁を伺つておりますと、あの段階からちっとも進歩していない、そういうふうな感じであります。これはやはり党と党の約束に対する一つの違約ではないかというふうに感

している原案がそのとおり通るか否かは別として、その原案が通ったとすればどういう点の改正が必要ですか。

ますが、まだこの問題はきまつたわけじゃないで、すから、大ものとの健保のほうがきまつたわけじゃないし、特に薬価の問題についてはだいぶ動きを止められた。うな気配があるから、その点はあまり触れませんけれども、こういう向こうの健保に関連して、地元の事務局も、こよなく、こよなく企画本部

○安井委員　事務費だとかそれに類したものについても、せめてそれぐらいは負担してもらいたい。というふうな組合側の要望もあるようですね。これはどうなんですか。少しも考える必要がないといふものなのでしょうか、どうですか。

東に対する一つの違約ではないかというふうに感ぜざるを得ないのであります、その点、私どもはこの間の要求では、具体的な数字まで出して、地方公務員共済にはこれだけ政府がお金をお出し下さい、こういう提案、要求に対し、大蔵大臣ははつきり、最後の項目で、社会党の要求に近づけるよう努力をいたします、こういう約束をされ

法律改正が他保法についてなされるということになつた場合を想定いたしますと、地方公務員共済組合法の五十七条に療養に関する規定がございますけれども、現在この療養に関する規定におきましては、一滞負担金を支払うという規定でござい

てくるわけでありますので、もう少し事前に、こういうような動きがあって波及するかも知れないというようなことを、予定法案の説明の際にやはり御連絡を願つておくべきではなかつたかということだけ申し上げておきたいと思います。あとの門司さんの質問時間の関係等があります

○安井委員 市町村職員共済組合大会の決議の中には、「社会保険制度に対する国の責任を明確にするため、健康保険事業及びその事業の執行に要する費用に対する国庫負担の例に倣い、給付に要する費用及び給付のための事務に要する費用に対

ているわけですよ。金額を幾ら出すとかなんとかいうことじゅありますんけれども、そういうふうなはつきりした言明が予算委員会でもあつたわけであります。きょうはまあ大蔵大臣でないわけですから、自治大臣に責めてもしかたありませんが、しかし、これは政府としての約束だと思うのです。これはやはりこの際はつきりしていただか

おりまでは、一部負担金につきましては二千円を限度として、それをこえました分については本人に還付をする、こういった考え方のようでござりますので、その意味におきまして、二千円をこえた分について本人に還付をする、こういった規

から、私はこれで終わりたいと思いますが、私は、最初に申し上げましたように、この制度が成立した当初における考え方をきわめて妥協であつたという一言で片づける気はありませんけれども、すぐ翌年度から赤字が出てくる、こういうようなやり方については、いまから考へても、もう

○佐久間政府委員 ただいま御指摘になりました
ような、國庫から補助金というような形で見ると
いうことはいたしておりませんし、ただいまのと
う決議がありますね。私はいまこれを聞いている
わけですが……。

吉武国務大臣 私は大蔵大臣でございませんので、どういうふうな話し合いになつてゐるか、私は直接承つております。しかしながら、政府との間において、三法については審議会の答申を尊重するというようなことを言つておられまするか

○安井委員　総報酬制は要らないのですか。
○胡子説明員　総報酬制の問題につきまして

であります。つまり、自治大臣は先ほど保険主義はいまの段階でしかたない、こういうふうに言わされましたけれども、最初の段階においても私ど

○安井委員 きょうは私のお尋ねに対しても、また午前中の川村委員の質問に対しても、たいへんにべない御答弁をいただいているわけであります
が、私はその点自ら大臣によきり申し上げてお

に給与を基準とするというたてまえをとっており
ますので、今度厚生省のほうにおかれまして標準
報酬制が総報酬制に切りかえられたといたしまし
ても、地方公務員の共済組合におきましては、現

先を見通したそういう考慮が必要ではなかつたか、こういうふうに思うわけです。長期給付については一應父交付で見てやる、こういうような仕組みができるわけですね。ですから、短期給

きたいのですが、そういうふうな安易な態度では、この問題はさらに「そう紛糾の方向にいくばかりではないか、そういうふうに考えるわけです。この間、衆議院の予算委員会で予算が通過する段

も、私は、自分の関係する立場におきましては、現在の制度というものが現存する限り、その制度の上においてこれを処理するという以外に方法はございませんので申し上げているわけでございま

す。安井先生のおっしゃいました点は、私どもも
考え方のところはござりますけれども、しかし
し、それは容易なことではございませんので、先
まじ来少しかたいかも存じませんけれども、申し

○安井委員　いまの私が申し上げておるのは、この間の話し合いは、結論は三点あるわけです。第一点は、審議会の答申を尊重するということ、第二点は、国民健康保険事業については、特別な措置をするということ、第三点は社会党のあの諸要求については、その要求に近づけるよう努めをする、私はそういうふうに記憶しているわけです。だからこの共済の問題は、私は第三点の考え方の中に含まれている、こういう理解に立つものですから、大蔵大臣でさえ——あえてここでさせと使いますが、大蔵大臣でもそこまで言明しているという段階において、自治大臣が頭からあきらめ切ったような、そういう言い方をされたのでは、問題は少しも解決にならないと思うわけであります。やはりこの制度の主管大臣であり、全国の組合側あるいは地方公務員の側の注目が、いま自治大臣に集まっているわけです。自治大臣は、今日の赤字問題と、その上に九・五%という、つまり二重苦とでもいうふうな、そういう事態を一体どうさばくのだろう、そういうふうにみんな期待しているのですよ。だからひとつ弱気を出さずに、堂々と大蔵大臣に要求していただきたいわけですね。この際そういうような措置をきっぱりとおつけいただきことを、私は最後に要望いたしまして、質問を終わります。

○中馬委員長　華山親義君。

○華山委員　大臣がお見えになりましたので、私疑問に思っている点がございますので、お尋ねをいたしたいと思います。

と申しますことは、去る三月一日の予算委員会におきまして、阪上委員が自治体固有事務、そういうことにつきましてお尋ねを申し上げたところ、大臣はこの中で、固有事務といつても住民の福祉に關係のあることであり、國の事務といつて上げておる次第でございます。

も住民の福祉に関係のあることであつて、そこを判然と区別することは困難な場合が多い。こう言われまして、その例として国民健康保険をあげていられる。それでそこまでは言つていらっしゃいませんけれども、これを一步進めますと、財政的にも、国民健康保険について地方自治体がある程度の負担をするのはやむを得ないよう聞こえるわけであります。午前中問題になりまして、国民健康保険は国の事務なんであつて、そのしりを市町村に持ってくるということは、現在の状態で非常にいけないことだ、こういうふうに考えておりますけれども、大臣の御答弁を見ますと、そういう場合があつてもしかたがないようなら、も聞こえるのでござりますが、その点につきまして大臣、どういうふうにお考えになつておりますか、誤解を生じやすいので伺つておきたいと思います。

○吉武国務大臣 ごもっともな御質問でございますが、私が先般予算委員会で阪上先生にお答えいたしましたのは、国の事務か市町村の事務かといつてお聞きになると、それは国の事務でしょ、しかし、仕事の実態は地方の住民の福祉につながる問題であるから、市町村は知らぬぞという性質のものではないということを申し上げたわけでございます。先ほど来安井先生にも申しましたように、これらのは法律によつて制度化されておるのであります。制度化されない問題は、それは國が見るか、あるいは市町村が見るかという問題が起つてくるかもしれないけれども、これは国民健康保険法というものによつて、そのうちの何%は國が持つ、それから何%は自分が負担をする、あるいは何%は保険料あるいは保険税といふものによって見る、こういうふうになつているわけでありますから、その中において解決をしなければならない、私はそう思つております。やむを得ぬから繰り入れはしておりますけれども、が出たからといって市町村がこれを負担するということは、これは私はよくないと思います。やむ

それはたてまえはどこまでもたてまえとして貰かなければなりません。もしそれを貰くことが実情に合わないということであれば、制度そのものを変えていかなければならないと私は思います。

ただ私が申し上げましたのは、仕事 자체が会員の福祉につながる仕事をどんどんやっていく、ただそれを法律で制度をつくるということだけのことです。でござります。でありますから、実態はなかなか簡単には分けられないものじゃありませんけれども、今日は固有事務といいうものがはつきり別々に分かれるということもございましたけれども、今日は固有事務といいうものがはつきり別々に分かれるといふこと、これが法律で制度をつくるということだけのことです。でござります。でありますから、先生がおっしゃるとおりであります。

○華山委員　そういたしますと、現在法律では、国保の事務費といいうものは、これは国で負担するというたてまえになつておりますけれども、それとは全く違つたように市町村が負担をしておるような状態です。こういうふうなことは、これは法律どおり国がやるべきものだ、こういうふうにお考えになりますか。

○吉武国務大臣　そのとおりでございます。

↓

うが、私が当局に聞いておきたいと思いませんことは、國保の赤字の総額の約四割に近い、百分の三十七くらいになるかと思いますが、その赤字が六大都市に集中されておるという一つの事実であります。総額百十二億七百万円の中で、六大都市の赤字の分だけが四十億九千九百万円になつておる、この事実であります。それからその次に問題になりますのは、やはりこれと同じような傾向をたどつておりますて、今日五百六十あります市の赤字というものが大体三十四億九千六百万円という数字になつておる。これらの数字は、三十七年度対三十八年度を比較いたしてまいりましても、大体倍の数字に伸びております。地方の自治体別に勘定いたしますと、三十七年に百六十六の都市であつたものが三十八年は二百六十三になつておる、これを町村にさらに振り当てるまゝりますと、町村の実態は五百五十二の赤字団体であったものが昭和三十八年度には千五百八十八と、これも倍に伸びております。そして赤字の総額が十七億五千二百万円です。たゞしがなことには、東京都の二十三区の赤字のふえ方が、以上申し上げました三つの階層に分けた団体よりも赤字の累進率は少ないという事実をたどつております。

そこで問題になりますのは、この数字から見て地方の財政を一体どう考えられるかということとあります。これは保険の問題と地方財政の問題とは関連がないように一面見受けられるのでありますよう、国がほんとうに法律に定めてあるとおりの事務費をかりに出しておったとするならば、三十八年度でも六十七億六千六百万円といふものは國が当然事務費として支払わなければならぬ金額になつてゐるはずです。こういうものを出さない。その結果は、いま申し上げましたよな形で地方の自治体がこれのしりぬぐいをしてればならないということになつてしまひますと、法律に定められて國が当然負担をしなければなら

ない六十七億六千六百万円という事務費がかりに入つておるとすれば、今日の国保の全体の赤字百十二億七百万円の約半分は解消されるわけです。実はこういう因果関係を持つておるわけであります。

そこで、これらの問題に対する大臣のいままでの答弁を聞いておりますと、何か国保は国保であるべきだということ、またそういう法律のたてまえにもなっております。いわゆる保険制度のたてまえはそなつであります。しかし、地方の自治体から考へれば、足りなければ繰り入れをしなければならないということ、財政はいやがおうでも一本でやらなければならぬ。したがつて、交付税の問題を審議するにあたつて、地方財政全体とし、地方の必要な財源というものに対する考え方が—私の質問はちょっと理解がしにくいように聞こえるかもしれません、私が聞いておりますのは、国保と地方財政との関連がそういうことになつておるところがこの関連は、たゞまえが別であるからといって交付税のほうの数値には少しもこれが入らないというのが現行法のたてまえでをとつてみますと、六つの市で三十八年度に四十億でござりますから、四十年度もこれがこの調子でずっと伸びてくれば、毎年、二〇%なり三〇%ずつ伸びておるようありますから、ここで四〇%伸びたということになれば、六つの都市は平均して約十億くらいの国保の赤字ができるくるといふことになる。その赤字を交付税の対象として見られない、いわゆる必要財政額であると見られない十億の金というものを当然支出しなければならない。こういうことで、大都市財政というものがだんだん悪くなる一つの原因はこういうところにあるのではないかと考へるが、これに対して大臣はどうお考へになりますか。

○吉武国務大臣 大都市等に赤字が多いという御指摘でございますが、あるいはさよろかと思いま

す。このことは、先ほども御質問がございましたが、赤字の原因というものをよく検討する必要があるかと思いますが、一つは、大都市は御承知のように七割給付をいたしておりますので、医療費も相当なわざであるうと、いうことで、入るべき金が入つてこないという問題もあるのじゃなかつて、これは私、数字でこまかく調査した結果ではございませんけれども、そういう感じがするわけでございます。そういう場合に、それをすぐそれではほかへ持つてきて、ほかから補給しないかといふ、これは私、数字でこまかく調査した結果ではございませんけれども、そういうものがありますとも、それは制度として保険制度の中で解決をするというたてまえをとりませんと、ただ医療費が上がつたからそのしりはどこかへ持つていく、あるいは滞納者があつたからそのしりをどこかへ持つていくというわけのものではないのではないかといふことで、私はその制度の中において解決をするということになりますれば、それが制度の超過負担になつたから国がめんどくさうなつておる。しかしながら、これが入らなければなる。しかし現実は、地方の自治体はそのことのため負担しなければならない。これを六大都市の例をとつてみますと、六つの市で三十八年度に四十億でござりますから、四十年度もこれがこの調子でずっと伸びてくれば、毎年、二〇%なり三〇%ずつ伸びておるようありますから、ここで四〇%伸びたということになれば、六つの都市は平均して約十億くらいの国保の赤字ができるくるといふことになる。その赤字を交付税の対象として見られない、いわゆる必要財政額であると見られない十億の金というものを当然支出しなければならない。こういうことになりまつて、それで大都市等に赤字が多いという御指摘でございますが、あるいはさよろかと思いま

す。このことは、先ほども御質問がございましたが、赤字の原因というものをよく検討する必要があるかと思いますが、一つは、大都市は御承知のように七割給付をいたしておりますので、医療費も相当なわざであるうと、いうことで、入るべき金が入つてこないという問題もあるのじゃなかつて、これは私、数字でこまかく調査した結果ではございませんけれども、そういう感じがするわけでございます。そういう場合に、それをすぐそれではほかへ持つてきて、ほかから補給しないかといふ、これは私、数字でこまかく調査した結果ではございませんけれども、そういうものがありますとも、それは制度として保険制度の中で解決をするというたてまえをとりませんと、ただ医療費が上がつたからそのしりはどこかへ持つていく、あるいは滞納者があつたからそのしりをどこかへ持つていくというわけのものではないのではないかといふことで、私はその制度の中において解決をするということになりますれば、それが制度の超過負担になつたから国がめんどくさうなつておる。しかしながら、これが入らなければなる。しかし現実は、地方の自治体はそのことのため負担しなければならない。これを六大都市の例をとつてみますと、六つの市で三十八年度に四十億でござりますから、四十年度もこれがこの調子でずっと伸びてくれば、毎年、二〇%なり三〇%ずつ伸びておるようありますから、ここで四〇%伸びたということになれば、六つの都市は平均して約十億くらいの国保の赤字ができるくるといふことになる。その赤字を交付税の対象として見られない、いわゆる必要財政額であると見られない十億の金というものを当然支出しなければならない。こういうことになりまつて、それで大都市等に赤字が多いという御指摘でございますが、あるいはさよろかと思いま

す。このことは、先ほども御質問がございましたが、赤字の原因というものをよく検討する必要があるかと思いますが、一つは、大都市は御承知のように七割給付をいたしておりますので、医療費も相当なわざであるうと、いうことで、入るべき金が入つてこないという問題もあるのじゃなかつて、これは私、数字でこまかく調査した結果ではございませんけれども、そういう感じがするわけでございます。そういう場合に、それをすぐそれではほかへ持つてきて、ほかから補給しないかといふ、これは私、数字でこまかく調査した結果ではございませんけれども、そういうものがありますとも、それは制度として保険制度の中で解決をするというたてまえをとりませんと、ただ医療費が上がつたからそのしりはどこかへ持つしていく、あるいは滞納者があつたからそのしりをどこかへ持つしていくというわけのものではないのではないかといふことで、私はその制度の中において解決をするということになりますれば、それが制度の超過負担になつたから国がめんどくさうなつておる。しかしながら、これが入らなければなる。しかし現実は、地方の自治体はそのことのため負担しなければならない。これを六大都市の例をとつてみますと、六つの市で三十八年度に四十億でござりますから、四十年度もこれがこの調子でずっと伸びてくれば、毎年、二〇%なり三〇%ずつ伸びておるようありますから、ここで四〇%伸びたということになれば、六つの都市は平均して約十億くらいの国保の赤字ができるくるといふことになる。その赤字を交付税の対象として見られない、いわゆる必要財政額であると見られない十億の金というものを当然支出しなければならない。こういうことになりまつて、それで大都市等に赤字が多いという御指摘でございますが、あるいはさよろかと思いま

す。このことは、先ほども御質問がございましたが、赤字の原因というものをよく検討する必要があるかと思いますが、一つは、大都市は御承知のように七割給付をいたしておりますので、医療費も相当なわざであるうと、いうことで、入るべき金が入つてこないという問題もあるのじゃなかつて、これは私、数字でこまかく調査した結果ではございませんけれども、そういう感じがするわけでございます。そういう場合に、それをすぐそれではほかへ持つてきて、ほかから補給しないかといふ、これは私、数字でこまかく調査した結果ではございませんけれども、そういうものがありますとも、それは制度として保険制度の中で解決をするというたてまえをとりませんと、ただ医療費が上がつたからそのしりはどこかへ持つしていく、あるいは滞納者があつたからそのしりをどこかへ持つしていくというわけのものではないのではないかといふことで、私はその制度の中において解決をするということになりますれば、それが制度の超過負担になつたから国がめんどくさうなつておる。しかしながら、これが入らなければなる。しかし現実は、地方の自治体はそのことのため負担しなければならない。これを六大都市の例をとつてみますと、六つの市で三十八年度に四十億でござりますから、四十年度もこれがこの調子でずっと伸びてくれば、毎年、二〇%なり三〇%ずつ伸びておるようありますから、ここで四〇%伸びたということになれば、六つの都市は平均して約十億くらいの国保の赤字ができるくるといふことになる。その赤字を交付税の対象として見られない、いわゆる必要財政額であると見られない十億の金というものを当然支出しなければならない。こういうことになりまつて、それで大都市等に赤字が多いという御指摘でございますが、あるいはさよろかと思いま

むねの御見解は私どももそのような感じを持っております。

○門司委員 調べたことがないといえばそれだけのこと、で、どうにもこうにもならぬと思いますが、このことはそうたいしてむずかしい調査ではないんじゃないかと思います。大体前年度の人口からくるものとそれからきた税収などを、ずっと一年あるいはもう一年くらい前の年との比較をとって、いけば、大体出てくるのじゃないかといふ感じがします。しかし、統計をとられていないければそれまでありますが、こういうことは、やはり今日の都市財政の中から、ことに大都市財政の中から考えてみると、そういうことが一面いえるわけであります。最近まで大阪が御承知のように不交付団体であったものが、交付団体に転落して、すでに今日は再建団体になつても差しつかえないくらいまで財政が悪くなつておると私は思います。これは大阪だけでありますんで、いま大臣は都市は七割給付と言われておりましたが、京都なども一般の家族は五割給付に下げております。

七割給付どころの騒ぎじやない。去年の京都市会はこれを認めております。非常に悪化しておる。こういう状態で、少なくとも交付税の算定をする場合には、できるだけ法の精神に基づいて、結局アンバランスをこの制度で縮めていくというたてまえをとつております。私はこの制度がそこに作用しなければ、この制度も一般財源として一ということには、できるだけ法の精神に基づいて、結局アンバランスをこの制度で縮めていくというたてまえをとつております。私はこの制度がそこに作用しなければ、この制度も一般財源として一ということには、そういう資料がもしどういうふうな形に落ちてしまつたのでは、せっかくの調整財源としての役目はなくなると思うのです。

それから、もう一つだけ聞いておきたいと思いまることは、そういう資料がもしどういうふうな形に落ちてしまつたのでは、せっかくの調整財源としての役目はなくなると思うのです。

今日の都市の増加率、これはほかのもので調べてもすぐわかるはずであります。それはどういうことになつておるか。さらに六大会の財政事情とそれからくる財政事情がどういうふうに悪化し

つあるか、私は何も政府を責めるわけではありませんが、そういうことをもう少し検討しないと、結局都市行政というものが非常にやかましくいわれておりながら、大都市の行政はうまくいかないという形をとってくることが最近の状態であります。

それからもう一つ、この機会に資料として調べておいていただきたいと思いますことは、いま申し上げました大都市における人口の増加と税収との関係。

きております。そして学校にしろ、道路にしろ、水道にしろ、下水にしろ、結局われわれの想像のつかないほど速い速度で伸びております。これがやはりこういう財政需要の中に十分に織り込まれておらない。こういう客観的情勢が見込まれていないといふところに実質と合わないものが出てきやしないか。しかもその調査はどの辺まで進められておるか。従前の交付税の算定基準になつたものだけ計算をするということは、大都市の財政をますます悪化させる原因になりはしないか。したがつて、この辺で何とか大都市のそういう特異性を多少交付税法の中に織り入れていく必要があるはしないか。ただ一律一体に、子供が何人おればどう、学校が幾ら、人口一人頭幾らということでは、もはや今日の都市行政に対しては事実に合わないものになつていいやしないか。この辺でひとつ基準の数値を変える時期ではないかというふうに考えます。この点について何かお調べになつた点があるなら、この機会に知らしていただきたい。

○柴田政府委員 私、前にこの委員会でお話しされ上げたかと思いますが、確かに御指摘のようになりますと、今日の地方財政の問題が大都市並びに都市財政に集中をしてきておる。そこに一つの今日の欠陥がはつきりあらわれてきておるよう思いますが、はなはだ申しわけございませんが、そういった大都市の動態の調べ、財政動態といいますか、財政実態といいますか、そういうものの調査をいま実はやりつづあるところでございまして、まだまとまつたものはございません。ただ、交付税の算定の上におきましては、いわゆる人口急増補正といったような補正係数もつて相当の需要を見ています。たゞ残念ながら、門司先生おっしゃるところは、基本的には人口急増補正是十分ではございませんで、人口移動の実態というものをつけみませんと、ほんとうの財政需要がつかめない。ところが、殘念ながら人口移動の実態といふものは住民登録等で明確にはわ

かりません。つまり昼間人口と夜間人口といったような問題まで織り込んで考えていくということが必要かと思うのでございます。そういう点からいいますならば、ここに数年来大都市の基準財政需要額の伸びというものは、私どもは私どもなりに、現行制度の許す範囲におきまして実は相当伸ばしてまいっておりますし、合理化につとめてまいつたつもりでございます。

〔委員長退席、田川委員長代理着席〕

しかししながら、これが実態に及ぶかといいますれば、必ずしも十分ではない。特に社会増に伴います投資的経費の財源措置と申します点につきましては、必ずしも十分ではない。これはもちろん交付税だけではございませんで、起債等を活用して、両面でもって措置をいたしてまいつておるつもりでございますけれども、それでもなお追いつかないというのが偽らざる実情でございます。基本的に税制の問題に非常に大きく基因するところがあるうかと私は思いますけれども、交付税にも責任がないとは言えぬであります。なお十分調べまして、必要な措置をとっていきたいと思います。なお、御指摘になりました実態につきましては、もう少し時間を与えていただきたいと思う次第でございます。

○門司委員 これできょうは終わることにいたしますが、もう一つ注文といいますか、お尋ねをしておきたいと思いますことは、いまのお話にもございましたように、都市の発展と財政需要との関係が十分に把握されていないのが今日の実情だと私は思う。したがって、交付税の配付基準にしておきたいと、これを変える必要もございましょうし、それからもう一つは、文化が非常に進んでまいればまいるほど、地方財政というのはよけいに金が必要のはどこでも同じことであります。町村においても、どんなへんびなところでも、やはり図書館をつくらなければならぬとかいうようなこと、道路上にいたしましても、従来小さな道路で間に合つたものが、村内の産業といいますか、交通を円滑

にするだけでも、道路の幅を広げなければならぬとかいうようなことで、都市発展といふもの、いわゆる地方の自治体の発展に伴う財政需要といふものは、普通のものさしで普通にはかる、要するに事務当局の考へておる財政需要よりもはるかにかけにかかるております。ところが、この交付税法のたてまえからいいますと、そういう伸びていく面はほとんど見られない。いまのお話のように、多少急激に人口のふえるところはどうするかとか、あるいは先年ありましたような、高等学校の生徒があふえて、そのための処置をしなければならないというような場合に、そのとき、そのときの場当たりに多少のかげんはされておるようあります。が、しかし、そういうものではなくして、私はこの際ある程度抜本的に、地方の自治体の、都市並びに町村にいたしましても、あるべき姿というものが一応勘案されて、そうしてそれに対する財政需要というものがぱつぱつ——というよりも少しおそ過ぎるくらいだと思いますが、どう考へてもこの辺で変えてもらわぬと、ただ既存の人口がどうだとか、あるいは道路の面積がどうだからこうするとかいう、維持管理あるいは補修だけを目指とした交付税であっては、これでは実際は交付税自身の目的にも反するし、それから実態にも沿わないものが出てくると考える。したがつてこの辺でひとつ、大臣に聞いたほうがいいかと思いますけれども、交付税法の抜本的改正を行なわれるか、あるいはもう少し交付税の税率を上げるか、こういう二つの問題が出てくると思うが、抜本的にものを考へて、そういう都市の拡張、伸びていくものに多少対処することができるよう考へていくにしても、いずれにしても交付税の税率をふやすなり、あるいはそれができないとするならば、私どもは必ずしも交付税のふえることは喜びません。調整財源の多いよりも自主財源のほうが必要かと思います。しかし、いずれにしてもこういう制度がありますので、先ほどから繰り返して申しておりますように、そういう意味でもひとつこの辺で抜本的に改正をしてもらわぬと、今後の都市

行政といらるものは何としてもやつていけなくなつた。きょうも本会議で政府は何か公害に対する事業団のようなものをこしらえてやると言つておりますけれども、今日の状態では公害等についてはこの数値の中には何にも入つていない。入つてないが、しかし地方の自治体はやらざるを得ないたまえをとつてゐる。したがつて、交付税法の算定の基礎となるものは全面的に改正を要する時期だと考えておりますが、これについて何か御意見があるならこの際聞かせていただきたい。

○柴田政府委員 基本的には、お考えなり御意見なりにつきまして私ども全く同じような意見を持つております。作業も実は進めておらぬでもないわけでございますが、問題は、そういった動態経費なり、あるいは投資的経費と申しますか、発展に伴う必要な経費というものを一体何を基準にして算定をするかという、算定の基礎になる数値をどうするかという技術面で低迷をいたしておりまして、あれこれと摸索をしておるというのが現状でございます。しかたがございませんので、現在では包括算入といったよなきわめて荒っぽい計算で投資的経費を見て、それでもって動態経費の置きかえをやつていいというような状態でございます。しかし、これでいいとは決して思つておりませんので、何らかそういう意味合いで從来の投資的経費についての算定がえを行なう必要がある。去年から実は私はこの席でも申しましたし、事実いろいろ検討はしまりましたけれども、今年度少しでもと思ひましたが、あまり大きな改正を行ないます場合には、激変を生じしましても、こういう財源の伸びの苦しいときにおきましては、かえつて混乱を生ずるおそれもあるというところで、案といたしましても自信が持てる段階でもございませんので、もう一年見送らざるを得なかつたというのが実情でございます。なお十分御趣旨の線に沿つて検討を続けまして、早くそういうものに対する結論に到達したい、かように念願いたしておる次第でございます。

○門司委員 あとの質問はひとつ後日に譲らして
いただきまして、きょうは私の質問は一応基本的
なものだけをお伺いしてやめておきたいと思いま
す。

○田川委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

金剛竹刀免許令所取締法の一部を改正する法律
案審査のため、参考人の出席を求める意見を聴取
たしたいと思いますが、御異議ありませんか。

○田川委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○田川委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

日はこれにて散会いたします。

卷之三

卷之三

昭和四十年三月三十一日印刷

昭和四十年四月一日發行